

下関市奨学金返還支援補助金交付要綱

平成31年4月1日制定

令和元年9月13日改正

令和3年4月1日改正

令和4年2月7日改正

令和4年3月15日改正

令和6年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域産業を支える中小企業者、介護保険サービス事業者及び私立保育所等（以下「中小企業者等」という。）の人材確保を図り、もって本市の未来を担う若者の市内就職を促進するため、奨学金の返還に要する経費の一部を補助する下関市奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等 次に掲げる学校をいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、専門職大学、専門職短期大学及び高等専門学校並びに専修学校（専門課程に限る。）

イ 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校

(2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(3) 介護保険サービス事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護予防支援事業所をいう。

(4) 私立保育所等 私立保育所、私立認定こども園、私立幼稚園及び私立の地域型保育事業所をいう。

(5) 登録企業 市内に事業所を有する中小企業者等のうち、第7条第1項

の認定を受けた事業者をいう。

(補助金の交付対象となる奨学金)

第3条 補助金の交付対象となる奨学金（以下「補助対象奨学金」という。）

は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金のうち、第一種及び第二種の奨学金

(2) 下関市奨学金貸付条例（平成17年条例第107号）の規定により貸し付ける奨学金

(3) その他市長が認める奨学金

(交付申請の候補者の認定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請の候補者（以下「交付申請候補者」という。）としての認定を受けなければならない。

2 交付申請候補者の認定を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、やまぐち電子申請サービスによる申請のほか、下関市奨学金返還支援補助金交付申請候補者認定申請書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 在学証明書その他の大学等に在学していることを証する書類

(2) 奨学金貸与証明書その他の補助対象奨学金の貸与又は貸付を受けていることを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容の調査及び審査を行い、適当であると認めるときは、当該申請をした者を交付申請候補者として認定するものとする。

4 市長は、前項の認定をしたときは、その旨を下関市奨学金返還支援補助金交付申請候補者認定通知書（様式第2号）により前項の申請をした者に通知するものとする。

5 市長は、第3項の調査及び審査により、交付申請候補者に認定することが適当でないと認めるときは、その旨を下関市奨学金返還支援補助金交付申請候補者不認定通知書（様式第3号）により第2項の申請をした者に通知するものとする。

(非該当の届出)

第5条 交付申請候補者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を下関市奨学金返還支援補助金交付申請候補者非該当届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 大学等を卒業し、又は修了することができなかつたとき。
- (2) 補助対象奨学金の返還が全額免除されたとき。
- (3) 大学等を卒業し、又は修了した年度の翌年度に登録企業に就職をしなかつたとき。
- (4) 第9条第2項に規定する交付基準月から起算して5年の間に登録企業を離職したとき。ただし、当該離職の日から引き続き他の登録企業へ就職する場合その他市長が特に認める場合は、この限りでない。
- (5) 登録企業に就職後、第10条の規定による補助金の交付申請を行うときまでに市内に住所を有しないとき。

(交付申請候補者の認定の取消し)

第6条 市長は、前条の規定による届出があつたとき、又は交付申請候補者が前条各号のいずれかに該当していることが判明したときは、第4条第1項の認定を取り消し、その旨を下関市奨学金返還支援補助金交付申請候補者認定取消通知書（様式第5号）により当該認定を取り消された者に通知するものとする。

(登録企業の認定)

第7条 交付申請候補者の就職を希望する中小企業者等としてその認定を受けようとする事業者は、下関市奨学金返還支援補助金登録企業認定申請書（様式第6号）により、市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容の調査及び審査を行い、交付申請候補者の就職先として適当であると認めるときは、その旨を下関市奨学金返還支援補助金登録企業認定通知書（様式第7号）により当該申請をした中小企業者等に通知するものとする。

(交付対象者)

第8条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交付申請候補者の認定を受けた者
- (2) 大学等を卒業し、又は修了して登録企業に就職した者
- (3) 市内に住所を有する者
- (4) 補助対象奨学金の返還を滞納していない者
- (5) 市税を滞納していない者
- (6) 他の補助制度の適用を受けていない者
- (7) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3号に規定する暴力団員等でない者

（補助金の額）

第9条 補助金の額は、交付対象者1人につき当該交付対象者が貸与又は貸付を受けた補助対象奨学金の総額の2分の1以内の額又は100万円のいずれか低い額とする。

2 補助金は、交付対象者が登録企業に就職した日又は補助対象奨学金の返還を開始した日のいずれか遅い日の属する月（以下「交付基準月」という。）から1年を経過するごとに、1年につき年返還額（次条に規定する交付申請基準日の属する月の前月から起算して1年前までの期間に返還した補助対象奨学金の額をいう。）又は20万円のいずれか低い額を、5年間交付する。

（補助金の交付申請）

第10条 交付申請候補者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第8号）に次の書類を添えて、交付基準月から1年（2年から5年までの各年にあつては、当該各年）を経過した月の初日（以下「交付申請基準日」という。）から起算してそれぞれ60日以内（以下「申請期間」という。）に、市長に申請しなければならない。この場合において、次の各号に掲げる書類は、申請日から過去3月以内に発行されたものに限る。

- (1) 雇用証明書若しくは在職証明書又はこれらに類する書類
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金返還証明書その他の補助対象奨学金の返還の事実を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の交付申請をする者は、交付申請基準日において

第8条第2号及び第3号に掲げる要件に該当することとなった日から引き続き当該要件に該当するものでなければならない。ただし、事業主の都合による転勤その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、申請期間を過ぎた後においても補助金の交付申請を行うことができるものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 市長は、前条第1項の申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

(交付の条件)

第12条 市長は、補助金の交付決定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付決定の通知)

第13条 市長は、第11条の規定により補助金の交付を決定したときは、その旨を下関市奨学金返還支援補助金交付決定通知書(様式第9号)により、申請した者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 交付対象者は、前条の規定による通知があったときは、下関市奨学金返還支援補助金交付請求書(様式第10号)により、補助金の交付を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) この要綱の規定に違反したとき。
 - (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないとき。
- (状況報告及び調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、交付申請候補者又は交付対象者に対し、雇用の継続若しくは補助対象奨学金の返還の状況について報告を求め、又は第8条各号に掲げる要件の該当に関する調査をすることができる。

2 交付申請候補者及び交付対象者は、前項の報告及び調査を拒んではならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(適用範囲)

- 2 この要綱中第4条の規定による交付申請の候補者の認定は、平成31年以後に大学等の卒業を予定している者に適用する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和15年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条第3項の規定により交付申請候補者の認定を受けた者の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和元年9月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残

存するものは、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月7日から施行する。

(適用範囲)

2 この要綱による改正後の第10条第3項の規定は、この要綱の施行日前に申請期間を過ぎた補助対象奨学金についても適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の下関市奨学金返還支援補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請候補者の認定を受けた者について適用し、同日前に交付申請候補者の認定を受けた者の取扱いについては、改正後の要綱第5条第4号の規定を除き、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

(宛先)下関市長

申請者氏名

下関市奨学金返還支援補助金交付申請候補者認定申請書

下関市奨学金返還支援補助金交付要綱第4条第2項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

申請者	氏名	
	現住所 連絡先	〒 (電話)
	生年月日	年 月 日
在学先	名称	
	卒業時期	年 月 卒業予定
奨学金	名称	<input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金 <input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金 <input type="checkbox"/> 下関市奨学金 <input type="checkbox"/> その他
	総借入額	円

その他確認項目(□にチェックをすること。)

- 大学等を卒業した翌年度に下関市内に居住し、登録企業に就職する意思がある。
- 交付申請候補者に認定後、対象要件等の状況報告及び調査に同意する。

※添付書類

- 1.在学証明書その他の大学等に在学していることを証する書類
- 2.奨学金貸与証明書その他の奨学金の貸与又は貸付を受けていることを証する書類

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）

様

下関市長

印

下関市奨学金返還支援補助金交付申請候補者認定通知書

年 月 日付けで申請のあった下関市奨学金返還支援補助金に係る交付申請候補者の認定について、あなたを交付申請候補者に認定しましたので、下関市奨学金返還支援補助金交付要綱第4条第4項の規定により次のとおり通知します。

交付申請候補者番号	—
氏 名	
備 考	

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）

様

下関市長

印

下関市奨学金返還支援補助金交付申請候補者不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった下関市奨学金返還支援補助金に係る交付申請候補者の認定について、次の理由により認定しないことと決定しましたので、下関市奨学金返還支援補助金交付要綱第4条第5項の規定により、通知します。

（不認定の理由）

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

(宛先)下関市長

申請者 住所
氏名

下関市奨学金返還支援補助金交付申請候補者非該当届出書

年 月 日付け 第 号で通知があった交付申請候補者の認定について、次の理由により該当しないこととなったので、下関市奨学金返還支援補助金交付要綱第5条の規定により届け出ます。

交付申請候補者番号	—
非該当理由	

【下関市奨学金返還支援補助金交付要綱第5条の非該当項目】

- 1.大学等を卒業又は修了することができなかつたとき。
- 2.奨学金の返還が全額免除されたとき。
- 3.大学等を卒業又は修了した年度の翌年度に登録企業に就職をしなかつたとき。
- 4.登録企業に就職した日又は奨学金の返還を開始した日のいずれか遅い日の属する月から起算して5年の間に登録企業を離職したとき。ただし、当該離職の日から引き続き他の登録企業へ就職する場合その他市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 5.登録企業に就職後、市内に住所を有しないとき。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）

様

下関市長

印

下関市奨学金返還支援補助金交付申請候補者認定取消通知書

下関市奨学金返還支援補助金に係る交付申請候補者の認定について、次の理由により取り消しましたので、下関市奨学金返還支援補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

交付申請候補者番号	—
取消しの理由	

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

(宛先)下関市長

申請者 住所又は所在地
企業名又は事業所名
代表者の職名及び氏名

下関市奨学金返還支援補助金登録企業認定申請書

下関市奨学金返還支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

企業名又は 事業所名			
所在地	〒 電話番号 - -		
資本金		担当者名	
業種		従業員数	人
URL			
仕事内容	(100文字程度)		
私たちの誇り	(100文字程度)		

その他確認項目(□にチェックをすること。)

- 申請に当たっては、下関市奨学金返還支援制度登録企業募集要項を遵守すること及び市税に滞納がないことを誓約する。
- 登録企業に認定後、上記内容を「しものせき jobnet」アプリの企業情報として掲載することに同意する。
- ※1 既に「しものせき jobnet」に登録済みの企業又は事業所は、業種以下の欄の記載を省略することができます。
- ※2 介護保険サービス事業所及び私立保育所等で法人としての母体があるものは、資本金の欄の記載を省略することができます。

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）

様

下関市長

印

下関市奨学金返還支援補助金登録企業認定通知書

年 月 日付けで申請のあった下関市奨学金返還支援補助金に係る登録企業の認定について、登録企業に認定しましたので下関市奨学金返還支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により、通知します。

登録企業番号	—
登録企業名	
備 考	

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

(宛先)下関市長

申請者 住所
氏名

下関市奨学金返還支援補助金交付申請書

下関市奨学金返還支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

交付申請候補者番号	—
氏名	
交付申請回	第1回 / 第2回 / 第3回 / 第4回 / 第5回
交付基準月	年 月
交付算定期間	年 月から 年 月まで
交付対象経費	円
交付申請額	円

※添付書類

- 1.雇用証明書若しくは在職証明書又はこれに類する書類
- 2.住民票の写し
- 3.奨学金返還証明書その他の奨学金の返還の事実を証する書類

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

（宛先）

様

下関市長

回

下関市奨学金返還支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下関市奨学金返還支援補助金について、交付を決定しましたので下関市奨学金返還支援補助金交付要綱第13条の規定により、通知します。

交付対象者番号	—
氏 名	
交付申請回	第1回 / 第2回 / 第3回 / 第4回 / 第5回
交付基準月	年 月
交付算定期間	年 月から 年 月まで
交付対象経費	円
交付決定額	円
交付決定に関する条件	

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

(宛先)下関市長

申請者 住所
氏名

下関市奨学金返還支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付の決定通知のあった下関市奨学金返還支援補助金について、下関市奨学金返還支援補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫	本店 支店 出張所
預金種別	普通預金・当座預金	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		